

東社協・福祉施設経営相談室のご利用案内

東京都社会福祉協議会では、社会福祉法人の経営、福祉施設の運営に係る相談に応じるため、下記の相談室を設置していますので、お気軽にご利用ください。守秘義務厳守。相談はいつでも無料です（東京都の補助事業）。事前相談もお待ちしています。

法律専門相談

利用者の権利擁護、利用者・家族からの訴え、職員処遇、その他法人経営・施設運営に係る事案に、弁護士がご相談に応じます。相談日時をご予約いただく必要がありますので、専任経営相談員までお電話ください。来所相談は、3日以内に随時相談日を設定します。

（法律専門相談員：弁護士 小嶋豊郎）

会計専門相談

会計基準（会計基準・指導指針・就労支援会計処理基準）、会計関連通知に係る会計処理方法など、公認会計士がご相談に応じます。専任経営相談員宛できるだけEメール又はお電話・FAXしてください。おおむね2日以内に回答いたします。

（会計専門相談員：公認会計士 宮内 忍）

労務専門相談

就業規則、人事・労務管理全般について、社会保険労務士がご相談に応じます。専任経営相談員宛できるだけEメール又はお電話・FAXしてください。来所相談は、4日以内に随時相談日を設定します。

（労務専門相談員：社会保険労務士・全国社会保険労務士会連合会副会長 小澤 勇）

一般相談

その他、法人経営、施設運営全般及び社会福祉法人設立、新規事業創設に関するご相談に専任経営相談員がお受けします。月曜日～金曜日の午前9時～午後5時迄できるだけEメール、電話、来所でのご相談にお応えします。

（専任経営相談員：東社協福祉部 主幹 長谷川保夫）

メールは、東社協初期画面の「経営相談」からどうぞ

（下記は発行物。東社協H・Pに掲載）福祉施設経営相談室だよりNo.85（H22.4.14）

福祉施設経営相談室だよりNo.79	平成21年9月28日	都内社会福祉法人への個人住民税寄付金税額控除
福祉施設経営相談室だよりNo.80	平成21年9月30日	7月以降開設には固定資産税が課税
福祉施設経営相談室だよりNo.81	平成21年11月19日	労働基準法時間休Q&A
福祉施設経営相談室だよりNo.82	平成22年 3月31日	介護職員処遇改善給付金の会計処理
福祉施設経営相談室だよりNo.83	平成22年3月31日	福祉・介護人材処遇改善給付金の会計処理

* 相談室だよりは「東社協」⇒「経営相談」⇒「経営相談事業」に掲載されています。

平成21年度は1,333件のご相談がありました。

*以下に、平成21年度の実際の相談事例をもとにしたフィクションを掲載します。

法律専門相談 (18件)

資格取得に係る補助をしたが半年で辞めるといいたしたので返還請求したところ返還義務はないと主張する。どのように対応したらよいか

新人ヘルパーが移動介助中に抱きかかえ方がまずく、利用者が転倒し、肋骨骨折になった。保険会社に照会するのに必要な診断書の提出を求めても返答がない。どうしたらよいか。

会計専門相談 (67件)

新車購入におけるエコカー補助金(入金)が、発生しました。会計処理としてどのように扱えばよいのでしょうか?車両購入額に相殺させるか、補助金として計上するべきか?

事業所の建替えて、土地代が無償貸与から借地になり、10年間の一括前払い借地権と10年間の一括前払い地代となりました。借地権は敷金要素で10年後に返還されます。計上科目は借地権は権利、地代は長期前払科目がないので、次年度以降分についても全て前払金でいいのでしょうか?

労務専門相談 (22件)

利用者に対する態度が悪い職員を解雇したい

労働基準法、労働契約法、労働協約、労使協定、就業規則がこの5つは似ていたり、相反したり大小の差が違いとしてあるように感じた。もし、これを図で示すとしたら、どうなりますか?

一般相談 (1,226件。内、来所相談133件、通信相談1,093件)

人員不足で所定休日がとれず、翌月に持ち越しました。月払いの原則に違反しているか

契約期間が終了した派遣職員を終了月の次月より直接雇用しようとしたら、派遣会社から紹介料を請求された。不当ではないか

健康診断を受けるよう職員に周知しているが結果の提示を拒否される。どのように説明したらよいか

終業時刻を30分を超える時間に対して、私的居残りであっても時間外賃金を支払う必要があるのか

特別養護老人ホームを建て、社会福祉法人を設立したい

水道料金共同住宅適用(減額)に実務を知りたい

理事長の任期中途における辞任をうけた新理事長選任手順を知りたい

借家の内装工事を行ったが勘定科目は何か

(相談内容別:会計相談44%、職員処遇24%、経営一般22%、社会福祉法人設立・事業創設9%)

上記相談に係る回答をご希望の方は下記あてメールにて法人名を付してご照会ください。回答例をお送りします。

東京都社会福祉協議会 福祉部 福祉施設経営相談室
〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 (飯田橋駅西口 セントラルプラザ5階)
TEL 03-3268-7170 FAX 03-3268-0635
Eメール keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp

*メールは「東社協」⇒経営相談(クリック)で立ち上がります。